

○午前10時開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

せ お 麻 里 議員

つ る 伸一郎 議員

ご了承願います。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第8までの8件を一括議題に供します。

日程第1

第100号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第101号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第3

第102号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第103号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第104号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第105号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第106号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第107号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第100号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第101号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第102号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第103号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、区議会議員の議員報酬および期末手当ならびに区長、副区長および教育委員会教育

長の給料および期末手当について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当についても、併せて改定するものであります。

改正の内容といたしましては、区議会議員の議員報酬ならびに区長、副区長、教育長および常勤監査委員の給料の支給月額について、0.8%程度の増額改定を行うとともに、期末手当の支給月数を年間3.58月から3.73月に引き上げるものであります。

これら4条例は、令和6年12月1日から施行し、令和7年度以降の期末手当に係る改正規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第104号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第105号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、本年10月9日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員、会計年度任用職員、学校教育職員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして1万1,029円程度の公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。

なお、区費負担の学校教育職員につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.65月から4.85月に引き上げるものであります。

第3に、扶養手当について、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当額を月額1万500円に引き上げるものであります。

この扶養手当の見直しにつきましては、受給者への影響を少なくするため、段階的に実施することとしております。

このほか、医師および歯科医師の初任給調整手当につきましては、東京都との均衡を考慮して、限度額の引上げ改定を行うものであります。

これら4条例は、公布の日から施行し、令和7年度以降の期末・勤勉手当および扶養手当の見直しに係る改正規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表および令和6年度の初任給調整手当の引上げ改定については、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上で8議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

なお、第104号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第105号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。回答は、配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第1から日程第6までの6件につきましては総務委員会に、日程第7、日程第8の2件につきましては文教委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、明日は休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は明後日、28日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午前10時04分散会

| | |
|-----|---------|
| 議 長 | 渡辺 ゆういち |
| 署名人 | せ お 麻 里 |
| 同 | つ る 伸一郎 |